

「世代間の投資の継承」支援を目指す家族サポート証券口座

野村 亜紀子

■ 要 約 ■

1. 長寿化が進む日本では、高齢者の認知判断能力低下後の資産管理をいかに支援するかが課題となっている。2025年2月、日本証券業協会（日証協）より、一つの新たな選択肢として「家族サポート証券口座」の制度要綱が公表された。
2. 家族サポート証券口座は、高齢顧客（本人）が健常なうちに家族の1人を任意代理人（家族代理人）として指定し、本人の認知判断能力の低下・喪失後に代理取引を可能とする仕組みである。資産の売却・出金に加えて運用の継続も可能な点が特徴的である。本人が信頼する家族と管理・運用方針を定め、公正証書契約を作成し、口座申込みを行う。証券会社は準備段階から一貫して支援を提供する。
3. 家族代理人は善良な管理者の注意をもって行動することが求められる。また、口座における代理権の範囲を制限し、新規資金の投資は不可とするなど、代理人の権限濫用によるリスクを抑制する工夫もなされている。他方、任意後見制度の監督人選任のような厳正な仕組みは不要として、利用者にとっての手軽さを追求している。
4. 家族サポート証券口座の提供については2025年4月以降、各証券会社において、顧客ニーズや既存サービス等を踏まえ判断していくものと思われる。本人の高齢期のウェルビーイングを高め、結果的に円滑な「世代間の投資の継承」に繋げることができれば、社会的意義も大きいと言えよう。

I 高齢者の資産管理支援の選択肢

日本の家計金融資産は 2,230 兆円に達するが（2024 年末）、その約半分を 65 歳以上、約 4 分の 1 を 75 歳以上が保有していると見られる¹。資産形成に多くの時間をかけられる高齢世代が、より多額の金融資産を保有するのは自然なことであり、当該世代の個人にとっては資産の有効活用が重要な関心事項となる。

他方、一般に加齢と共に認知判断能力は低下する。2022 年に認知症有病者は 443.2 万人、軽度認知障害（MCI）の個人は 558.5 万人と推計されている²。認知症や MCI と診断された場合はもとより、足下では認知判断能力に特段の問題がなくても、多くの人々が最終的には自ら資産管理を行えなくなる可能性がある。そうなる前に、金融機関などの専門家も適宜巻き込み、家族等による支援体制を構築しておくことが望ましい。

しかしながら、その実践に当たり、様々な課題が認識されている。その一つが、本人が上記のような事前準備を行う際の選択肢が、必ずしも十分とは言えないことである。任意後見契約法に基づく支援制度である任意後見は、ほとんど利用されていない。任意後見制度では、本人が健常なうちに、将来、自身に代わり財産管理を行う後見人を定めておく。本人の自己決定権尊重の観点から、民法上の法定後見より優先されるが、利用数は制度導入から二十数年を経た 2024 年末時点で僅か 2,795 件に留まる³。

より柔軟性の高い仕組みも登場している。任意代理人、予約型代理人、家族信託などである（図表 1）。そして 2025 年 2 月に、日本証券業協会（以下、日証協）より、一つの新たな選択肢として、「家族サポート証券口座」の制度要綱が公表された⁴。本稿では、家族サポート証券口座の内容と論点を概説する。

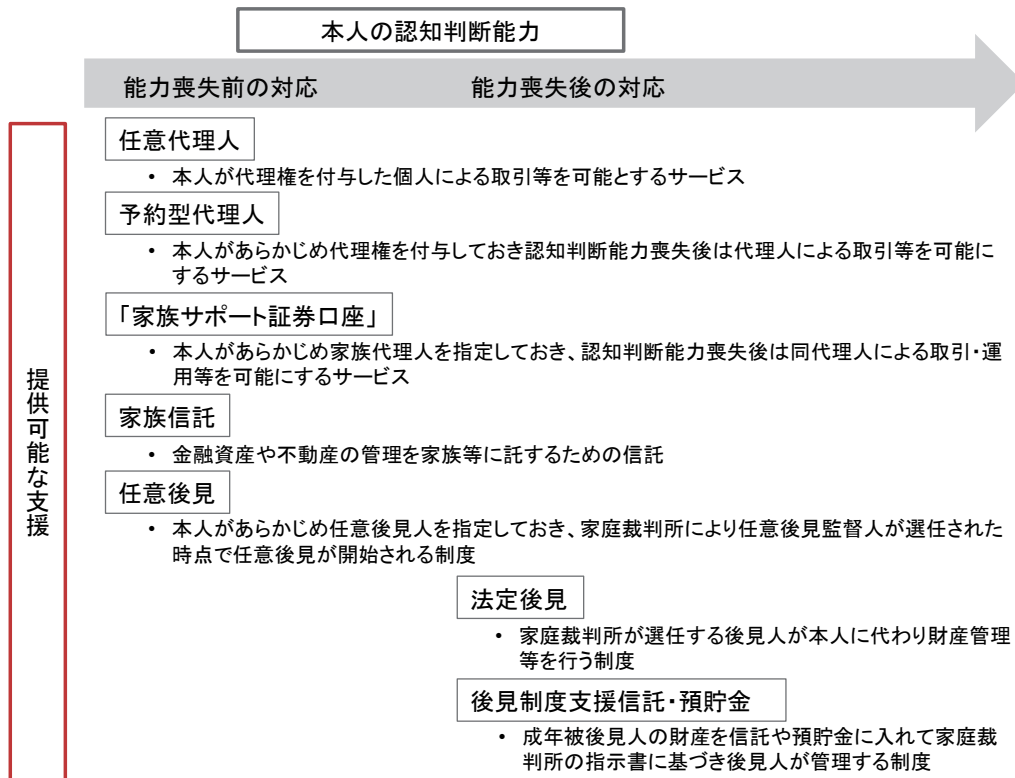
¹ 家計金融資産の金額は日本銀行調査統計局「資金循環統計」。世代別保有割合は、総務省統計局「2019 年全国家計構造調査」より算出。

² 九州大学「令和 5 年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業） 認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究 報告書」。

³ 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況—令和 6 年 1 月～12 月—」2025 年 3 月。法定後見の利用者が 25 万人以上いることと比べても少ない。

⁴ 日本証券業協会「家族サポート証券口座について」2025 年 2 月 19 日。

図表 1 高齢顧客支援のアプローチ（イメージ）



(出所) 野村資本市場研究所

II 家族サポート証券口座の導入⁵

1. 家族サポート証券口座とは

家族サポート証券口座は、高齢顧客（本人）が健常なうちに家族の1人を任意代理人（家族代理人）として指定し、本人の認知判断能力の低下・喪失後に代理取引を可能とする仕組みである。金融商品の売却・解約に加えて、金融商品の買い付けを含む運用の継続が可能となる点が特徴的である。

日証協は2022年7月、岸田文雄政権（当時）の「資産所得倍増プラン」に向けた提言に「高齢者の資産を子供世代が代理人として運用する『家族サポート口座』（仮称）」を盛り込んだ。また、2024年度の重要施策の一つ「高齢社会に対応した金融サービスの実現に向けて」においても、「家族サポート証券口座の検討の推進」を掲げていた⁶。協会内にワーキング・グループを設置して業界関係者や有識者を交えた議論を行い、制度要綱を作成、今般公表するに至った。

⁵ 日本証券業協会「家族サポート証券口座制度要綱」2025年2月18日。

⁶ 日本証券業協会「中間層の資産所得拡大に向けて～資産所得倍増プランへの提言～」2022年7月20日、同「本協会が対応すべき重要施策について—社会課題の解決への取組み—」2024年7月1日。

任意後見制度が利用されない理由の一つとして、任意後見監督人の義務付けがしばしば挙げられる。同制度では、本人の判断能力が失われて任意後見が開始される際、家庭裁判所により任意後見監督人が選任され、監督人は、任意後見人に財産目録を提出させるなどしてその行動を監督する。家族が任意後見人になる場合、近親者が監督人を務めることはできず、専門職が監督人になれば報酬支払等の負担も発生する。

家族サポート証券口座は、任意後見のような厳正な取り決め・手続きを可能な限り回避し、本人及び家族にとっての利用しやすさを追求している。そのため、あくまでも本人に信頼関係の確立された家族が存在し、本人が自身の判断能力低下・喪失後に当該家族に取引を任せて良いと考えており、最終的には資産承継を予定しているといった、特定の条件が満たされた場合に機能するものと位置付けられている。家族サポート証券口座を通じて、本人の生活の安定、さらには円滑な資産承継に繋げることが狙いである。

2. 関係主体：本人、家族代理人、証券会社

家族サポート証券口座の主な関係主体は、本人、家族代理人、証券会社である。本人と家族代理人が代理権に関する公正証書契約を交わす。証券会社は、事前の相談から一貫して支援を提供する。

家族代理人の範囲は、国内居住の配偶者及び成人の直系卑属に限定されている。該当者が存在しない場合は、兄弟姉妹や甥姪も可能とされる。家族代理人として指定可能なのは1名で、それ以外の親族（推定相続人）との合意は特段求められない。もっとも、各証券会社で、本人の利用要件や他の親族との合意について適宜設定することは可能である。

3. 家族サポート証券口座の流れ

家族サポート証券口座は、事前相談、公正証書契約の締結と利用申込み、代理取引の開始という3つの段階から成る（図表2）。

事前相談では、本人と家族代理人の間で、家族サポート証券口座の利用に関する合意形成が行われる。証券会社の支援の下、家族代理人に任せる取引の範囲、家族代理人による運用の方法などに関する管理・運用方針を決定し、契約で定める。

契約の締結は、本人と家族代理人が公証人と面談の上で行う。その後、本人・家族代理人は証券会社に家族サポート証券口座利用申込書兼家族代理人届と、契約書の写しを提出する。利用申込み後も、代理取引開始届が証券会社に提出されるまでは、本人が取引を行い、本人から家族代理人に対し適宜運用状況を共有する。

代理取引の開始は、本人の認知判断能力等の状況を踏まえ、家族代理人が決定する。代理人が証券会社に代理取引開始届を提出し、受け入れられた時点から家族代理人による取引に切り替わり、以後本人は取引することができない。そして、本人又は代理人が死亡、法定後見あるいは任意後見の開始といった事態が生じた場合、家族サポート証券口座は終了する。

図表 2 家族サポート証券口座の流れ

事前相談	① 証券会社から家族サポート証券口座に関する提案 ② 証券会社の支援を得つつ、本人と家族代理人で管理・運用方針を決定 ③ 本人・代理人がひな形を用いて契約書を作成、証券会社と共有
契約締結・利用申込み	④ 本人・代理人が公正証書契約を締結 ⑤ 本人から証券会社へ、家族サポート証券口座利用申込書兼家族代理人届、公正証書契約の写しを提出 ⑥ 取引は引き続き本人が実施。取引の交付書面も本人に交付されるが、本人から代理人に適宜情報共有
代理取引の開始	⑦ 代理人が証券会社に、代理取引開始届を提出。代理人から本人にその旨の連絡。証券会社から本人に代理取引開始の通知を送付 ⑧ 家族代理人による取引への切り替わり。証券会社は取引が管理・運用方針に沿っているか確認。取引の交付書面等は家族代理人に交付 ⑨ 出金の場合、本人名義の金融機関口座に出金。証券会社は出金目的を確認

(出所) 日本証券業協会「家族サポート証券口座制度要綱」2025年2月18日より野村資本市場研究所作成

なお、上記の公正証書契約、家族サポート証券口座利用申込書兼家族代理人届、代理取引開始届の書式は、日証協よりひな形が提供される。

Ⅲ 資産運用の継続のための規定

家族サポート証券口座では、家族代理人による売却・解約に加えて、運用の継続が可能となる。その際、代理人による権限濫用等のリスクを抑制するべく、一定の制約が定められている。

1. 代理権の範囲

家族サポート証券口座では、代理権の対象となる取引や事務手続きを、比較的シンプルな範囲に留めている。具体的には、有価証券の売買、投資一任契約や累積投資契約の締結・解消、配当金・分配金・利息受領に関する手続き、金銭の出金、口座維持・管理の手続き、税金の申告・納付の手続き、などである。一方で、信用取引、デリバティブ取引、レバレッジ投資信託などの高リスク・複雑な取引や商品は対象外とされている。

2. 鍵を握る「管理・運用方針」

資産運用の継続において鍵を握るのが、管理・運用方針である。前述の通り、家族代理人に任せる取引の範囲、すなわち、売却・解約のみとするか、運用も可能とするかを決定する。また、家族代理人による運用の方法、すなわち、現在保有する商品分類の範囲内か、それ以外も可能とするかも決める必要がある。図表 3 は、これら決定事項のイメージである。

図表3 管理・運用方針における決定事項のイメージ

出発点		本人が代理人にどこまで任せたいかに応じて決定			
	現在の保有状況	A) 現在保有している商品分類の範囲で代理人の運用を可能とする	B) 本人・代理人で決めた商品だけ運用を可能とする	C) 代理人が判断(運用する商品は代理人に任せる)	
代理権対象範囲内の商品・サービス	1. 株式等 (ETF・ETN、REIT含む。レバレッジ型・インバース型除く)				
	国内株式等 (上場株のみ)	○	○	×	○
	外国株式等 (新興国は除く)	—	×	×	○
	2. 投資信託 (レバレッジ型・インバース型除く)				
	国内投資信託	○	○	○	○
	外国投資信託	—	×	○	○
	3. 債券 (投資適格)				
	国内公社債等	○	○	○	○
	外国公社債等 (新興国は除く)	—	×	○	○
	4. 累積投資	○	○	○	○
	5. 投資一任	—	×	×	○

(出所) 日本証券業協会「家族サポート証券口座要綱」2025年2月18日より野村資本市場研究所作成

代理人は、代理権の範囲内で、管理・運用方針に則り取引等を行う。証券会社は、取引が定められた範囲内であることを確認する。運用の柔軟性の観点では、新規入金も可能とする考え方もあるが、家族サポート証券口座では、新規入金による買い付け等は対象外とされている。ただし、受取配当金・分配金・利子の再投資、及び、代理取引開始前に締結された累積投資契約に基づく買い付けは可能である。

口座から出金する場合、出金先は本人名義の金融機関口座に限定される。その際、証券会社は出金目的が契約書の内容に沿うものかを確認する。何らかの支出に充てるための売却・出金の場合、出金先の金融機関においても代理人の設定等が必要な可能性がある⁷。証券業界と銀行業界の協働・連携が重要となる。

3. 公正証書契約による規定

管理・運用方針は公正証書において規定される。代理権を巡っては本人の契約締結能力の有無が問題になり得るところ、公正証書契約の形を取ることで公的な有資格者による確認を得ている。公正証書や公正役場は、一般の個人にとって必ずしも馴染みのあるものではないが、任意後見に比べれば手軽な手続きと考えられる。

代理取引開始後は本人の取引が不可となるため、開始の判断を誰が下すのかも、重要な論点である。慎重を期して本人による決定を求める考え方もあるが、その時点では本人の能力低下が想定されるため現実的でない。そこで、代理人が開始を判断して証券会社に届出を行い、代理人及び証券会社から本人に通知する形になっている。

⁷ 銀行業界においても高齢顧客の認知判断能力低下に伴う対応は重要課題であるところ、2021年2月18日に全国銀行協会より「金融取引の代理等に関する考え方および銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方」が公表されている。

4. 代理人の義務と責任の範囲

代理人は、善良な管理者の注意をもって資産管理を行うことが義務付けられる。また、自らの利益のために本人の利益を毀損してはならないとされている。民法上の受任者の注意義務に相当する。

他方、家族代理人が代理権の範囲内で行った取引については、仮に本人に損害が発生した場合も、代理人が賠償責任を負うことはない。

IV 世代間の投資の継承

家族サポート証券口座は、次世代との適切な対話を通じた「世代間の投資の継承」を支援する。その観点では、事前相談における管理・運用方針の作成が重要であり、証券会社による総合的な支援が期待される。この段階で、本人がどのような形で資産運用を継続したいのか、代理人への期待は何かといったことを、本人と代理人との間で明確に共有し、信頼関係を確認することが重要となる。

高齢期の金融取引支援の重要性は、国レベルでも課題として認知されている。例えば、2024年9月に閣議決定された「高齢社会対策大綱」において、高齢者の金融経済活動の支援の一環で、「金融取引に関する代理制度の活用促進を図る」という記述が盛り込まれている。様々なアプローチがあり得るところ、家族サポート証券口座は、あくまでも証券口座限定だが、任意代理人制度を改善する取り組みとして評価されるべきだろう。

家族サポート証券口座を提供するかどうかは、2025年4月以降、顧客ニーズや既存サービス等の状況を踏まえつつ、各証券会社において判断されていくものと思われる。本人の高齢期のウェルビーイングを高め、結果的に円滑な世代間の投資の継承に繋げることができれば、社会的意義も大きいと言えよう。